

宣 言 書

当事業所は、若者応援宣言企業になるため、以下の基準を満たしていることを宣言します。

- 1 若者を対象とする正社員求人の申込み又は募集を行っていること。
- 2 自社の雇用管理の状況等各種情報を公表していること。
具体的には、青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第9条第4項に記載の項目を公表していること。
- 3 青少年の正社員としての採用及び人材育成に積極的に取り組んでいること。
- 4 関係法令に違反する重大な事実がないこと（裏面参照）。
- 5 過去1年間に事業主都合の解雇又は退職勧奨を行っていないこと。
- 6 過去3年間に新規学卒者の採用内定取消を行っていないこと。
- 7 助成金の不支給措置が執られていないこと。
- 8 暴力団関係事業主でないこと。
- 9 風俗営業等関係事業主でないこと。
- 10 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第9条第5項イの事業主に属する事業所である場合は、取消しの日から3年以上経過していること。

※宣言後に宣言基準を満たさなくなった場合又は開示情報に虚偽又は重大な誤りがあることが判明した場合は、宣言を取り消すこととする。

平成 年 月 日

本社名・所在地

事業所名・所在地

責任者所属・役職

責任者氏名 (記名押印、又は署名)

(機密性 2)

「4 関係法令に違反する重大な事実がないこと」とは、以下に該当する場合です。

- ① 宣言日の前日を起算日とする過去 1 年以内において、当該事業主又はその属する事業所が労働基準法、最低賃金法等の労働基準関係法令違反で送検され公表された場合
- ② 宣言日の前日を起算日とする過去 1 年以内において、「違法な長時間労働を繰り返し行う企業の経営トップに対する都道府県労働局による是正指導の実施及び企業名の公表について」（平成 27 年 5 月 18 日付け基発 0518 第 1 号）に基づき、当該事業主の企業名が公表された場合
- ③ 宣言日の前日を起算日とする過去 1 年以内において、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）の規定に違反し、これらの法律の規定により勧告を受け、又は公表された場合
- ④ 宣言日の前日を起算日とする過去 1 年以内において、当該事業主又はその属する事業所が労働基準法令（上記①に掲げる重大な労働基準法令）の同一条項に複数回違反した場合
- ⑤ 当該事業主又はその属する事業所のいずれかが青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 11 条に基づく求人不受理の対象である場合
- ⑥ 宣言日の前日を起算日とする過去 1 年以内において、当該事業主又はその属する事業所が、次のアからエまでのいずれかの法令の規定に違反する重大な事実があり、かつ、当該法令に基づき当該事業主の企業名が公表された場合
 - ア 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
 - ウ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 61 年法律第 43 号）
 - エ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）
- ⑦ 直近の事業年度より前のいずれかの保険年度（労働保険徴収法（昭和 44 年法律第 84 号）第 2 条第 4 項に規定する保険年度）の労働保険料を納付していない場合（宣言日の翌日から起算して 2 か月以内に納付を行った事業主を除く。）
 - ⑧ その他社会的影響の大きさ等を考慮し、①から⑦までに相当する重

～重要なお知らせ～

若者応援宣言事業は、平成 29 年度末をもって事業を終了することとしています
が、若者雇用促進総合サイトでは、平成 29 年度に掲載している職場情報について、
平成 30 年 4 月以降も引き続き掲載することができます（PR シートは除きます。）。
職場情報の提供は、雇入れ後のミスマッチの解消にも資するものですので、
引き続き若者雇用促進総合サイトにおいて職場情報を開示していただきますようお
願いいたします。

（次のいずれかを選択してください。）

- 引き続き掲載する
- 引き続き掲載しない
- 未定（※）

※ 未定を選択された企業に対しては、後日、改めてハローワークから掲載の希望を確認
させていただきます。